



## 「公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」とは

公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「協会」という。)は、国土の基本単位である個々の不動産(土地、建物)の権利範囲を明確にすることにより、不動産に係る不特定かつ多数の国民の権利の明確化に寄与することを目的とするとともに、公共の利益となる事業の速やかな安定および不動産取引の安全と円滑にも資することを目的とし、土地家屋調査士法に基づき、昭和61年(1986年)1月14日土地家屋調査士による社団法人として設立されました。

土地家屋調査士には、公益社団法人の社員のほかに、個人として自営する者、複数の調査士とともに土地家屋調査士法人を設立し事業をする者がおり、不動産の表示に関する登記申請業務分野で活躍しています。

公益社団法人である協会は、公益法人制度改革に対応し、平成23年には公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)に定められた公益認定基準を満たしていると、山口県公益認定等審議会により認定された公益法人です。協会は、公益社団法人への移行に伴い、関係法令等の遵守に加え、下記の行動規範を明確にすることを基本としました。



### 1. 協会は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)第4条の認定を受けた公益社団法人です。

- ・不動産に係る国民の権利の明確化に寄与いたします。
- ・官公署等による不動産の表示に関する登記の適正かつ迅速な実施に寄与いたします。
- ・土地の位置や筆界を明確にし、不動産取引の安全を図ることにより、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与いたします。

### 2. 協会の持つ専門家集団の組織力を最大限発揮いたします。

- ・山口県下全域を組織的にカバーしているため、土地家屋調査士が不在の地域において、公共事業に伴い大規模かつ大量に公共嘱託登記が発生しても、常に対応できる体制を整えています。
- ・事業を取り扱う適任の社員を複数選定し、相互点検を徹底しつつ処理をいたします。
- ・管轄法務局、関係行政、地元の慣習にも精通した公嘱協会社員が三位一体となり用地取得業務を円滑にすすめる事ができます。

### 3. 将来にわたり信用力、信頼性の維持・向上に努めます。

- ・協会は、永続性のある法人として、事業活動の継続性を担保いたします。
- ・大規模かつ大量、複雑困難な業務であっても完全な業務履行を保証いたします。
- ・万が一、過失等により損害が発生した場合、損害賠償や補償について組織的な対応が可能です。

### 4. 事業活動の透明性を担保いたします。

- ・山口地方法務局、及び監督官庁である山口県の監督の下に協会運営を行っています。
- ・ホームページ等において、協会の事業に関する情報公開を行っています。